

令和4年度奈良地方最低賃金審議会

第1回 運営小委員会 議事録

開催日時 令和4年8月18日（木）午後1時0分～

開催場所 奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2階

1 出席者

公益代表委員 伊東眞一、下山 朗、深水麻里

労働者代表委員 ※北尾 亮、※松田拓実、※山本 勝

使用者代表委員 上村賢司、当麻和重、西田雅彦

事務局 高木労働基準部長、箸方賃金室長、上林室長補佐

※はオンライン出席

2 審議事項

(1) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

(2) その他

3 主要経過・審議結果

(第1回全体会議)

【上林賃金室長補佐】

ただいまから、「第1回運営小委員会」を始めさせていただきます。本日の審議会は、「公開」として開始いたします。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、下山委員が少し遅れて来られますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定足数は満たされておりますことを、ご報告させていただきます。

【箸方賃金室長】

本日の運営小委員会は、本年度最初の会議でございますので、この後、委員長及び委員長代理をご選出いただくまでの間、慣行といたしまして、議事進行は事務局である私、箸方が担当させていただきます。

議題に入ります前に、運営小委員会委員の皆様をご紹介します。

資料 No. 1 運営小委員会委員名簿をご覧ください。

資料 No. 1

奈良地方最低賃金審議会
運営小委員会委員名簿

公益委員

伊東 眞一 委員
下山 朗 委員
深水 麻里 委員

労働者代表

北尾 亮 委員
松田 拓実 委員
山本 勝 委員

使用者代表

上村 賢司 委員
当麻 和重 委員
西田 雅彦 委員

以上でございます。

委員の皆様方、大変お忙しい中、ご参加いただきまして本当にありがとうございます。よろしくお願いたします。

それでは、議事に先立ちまして、奈良労働局労働基準部長の高木からご挨拶を申し上げます。

【高木労働基準部長】

労働基準部長の高木でございます。

委員の皆様には、ご多用のところ、奈良地方最低賃金審議会「運営小委員会」にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、この度は「運営小委員会」の委員へのご就任をお引き受けいただき、ありがとうございます。

さて、皆様もご存知のとおり、奈良県の特定最低賃金につきましては、4つの産業について定められています。その内の3つの産業につきまして、過日、奈良労働局長あてに金額改正の申出がございましたので、8月5日に開催しました審議会の本審におきまして、奈良労働局長から特定最低賃金改正決定の必要性の有無について、諮問をさせていただいたところでございます。

委員の皆様には、奈良県の様々な実情をご勘案の上、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、運営小委員会の開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

【箸方賃金室長】

それでは、議題（1）「運営小委員会委員長及び委員長代理の選出について」に入ります。

運営小委員会の委員長及び委員長代理の選出につきましては、運営規程第3条の定めるところにより、「委員長は、公益を代表する委員のうちから選任する」こととなっており、例年、委員長には、本審の会長がご就任いただいております。

本年度は、前年度から会長、会長代理ともに変更がございませんので、引き続きまして、委員長には伊東委員、委員長代理には下山委員をお願いしてはと考えておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。ご意見がありましたら、お伺いしたいと思います。

(異議なし)

異議がないようですので、それでは、伊東委員、下山委員、昨年度に引き続きまして、よろしくお願いたします。

それでは、伊東委員長、以後の議事進行をよろしくお願いたします。

【伊東委員長】

委員長を務めることになりました伊東です。皆様のご協力のもと、運営小委員会の議事運営を円滑に進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、さっそくですが議事を進行します。議題（２）「運営小委員会の運営規程等について」の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

【箸方賃金室長】

それでは、「運営規程」と「傍聴規程」についてご説明します。

まず、運営規程の説明です。

２頁の資料No.2「運営小委員会 運営規程」をご覧ください。

各労働局では、地方最低賃金審議会運営規程を作成し、審議会を運営しておりますが、運営小委員会も同様に、運営規程を作成し、運営しております。

内容につきましては、昨年度と同様であり、変更点はございません。

引き続きまして、４頁の資料No.3「運営小委員会 傍聴規程」をご覧ください。これは、本運営小委員会を公開するにあたりまして、その際に必要な事項を定めたものでございます。内容につきましては、昨年度と同様であり、変更点はございません。以上でございます。

【伊東委員長】

ありがとうございました。それでは、事務局からの説明に対し、ご意見、ご質問はございますか。

(意見なし)

ご意見、ご質問がないようですので、現行の「運営規程」「傍聴規程」は、本年度も変更することなく、そのまま運用することとします。

それでは、続きまして、議題（３）「特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

【箸方賃金室長】

それでは、ご説明いたします。

令和４年８月５日に開催されました第５００回奈良地方最低賃金審議会におきまして、奈良労働局長から伊東会長に対し、「奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)」をもちまして諮問したところでございます。

諮問文につきましては、５頁の資料No.4「奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)」としてお付けしておりますので、ご覧ください。

なお、読み上げることは省略させていただきます。以上でございます。

【伊東委員長】

それでは、これより「改正決定の必要性の有無」について審議を進めてまいります。ここからの審議に関し、審議内容の「公開」「非公開」について、委員の皆様にご諮りたいと思っております。

運営規程第7条では、原則として「公開」となっておりますが、同条但し書きにおいて「公開することにより委員の率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合」は、委員長の判断により、「非公開」とすることができる、とされています。

運営小委員会では、例年、委員の率直な意見交換ができることを優先し、運営規程第7条但し書きを適用し、ここからの審議を「非公開」として取り扱っておりますが、本年も同様に「非公開」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは、ご意見がないようですので、これより先の審議は「非公開」といたします。

ここからの審議は「非公開」としますので、運営規程第8条第2項に基づき、ここからの議事録も「非公開」とします。

(以下非公開)